

## ○社会教育法（抜粋）

（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）

## 第 4 章 社会教育委員

## （社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

## 第 16 条 削除

## （社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

## （社会教育委員の委嘱の基準等）

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌するものとする。

○高知県社会教育委員条例

(昭和 25 年 2 月 7 日条例第 7 号)

改正 平成 25 年 12 月 27 日条例第 91 号

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例  
(設置等)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき高知県教育委員会に高知県社会教育委員(以下「委員」という。)を置くとともに、同法第 18 条の規定により委員の委嘱の基準、定数及び任期その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の基準)

第 2 条 委員の委嘱の基準は、次に掲げる者のうちから委嘱することとする。

- (1) 学校教育又は社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者

(定数等)

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、5 人以内の臨時の委員を置くことができる。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 高知県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 91 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○高知県社会教育委員の会議の運営に関する規則

(昭和 45 年 12 月 28 日教育委員会規則第 9 号)

改正 平成 5 年 3 月 24 日教育委員会規則第 2 号 平成 9 年 8 月 29 日教育委員会規則第 21 号

高知県社会教育委員の会議の運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県社会教育委員の会議(以下「会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称)

第 2 条 会議は、高知県社会教育委員会と称する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 会議に、委員長及び副委員長 2 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

(会議の招集)

第 4 条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の日時、場所及び議題は、委員長が定め、事前に各委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 5 条 会議の議長は、委員長が当たる。

2 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。ただし、同一の事項について再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 会議に専門部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員の協議により別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 24 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 8 月 29 日教育委員会規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 高知県社会教育委員会（任期：平成 31 年 4 月～令和 3 年 3 月）

## 1 テーマ

地域全体で子どもたちの成長を支える社会教育のあり方について

～「厳しい環境にある子どもたち」を社会教育の視点から支える方策～

## 2 テーマ設定の理由

- 「厳しい環境にある子どもたちへの支援」については、第 2 期高知県教育振興基本計画における取組の方向性の 1 つに位置づけ、保護者の子育て力の向上を図るための支援や、高知県版地域学校協働本部の設置促進など、地域全体で子どもを見守る体制づくりを進めているところである。
- また、日本一の健康長寿県構想においても、保健と福祉の連携による見守り体制の充実をめざした「高知版ネウボラ」の推進や、保護者の孤立感・負担感を軽減し、地域の大人たちによる見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」への支援など、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を大目標の 1 つに掲げた取組を推進している。
- 高知県社会教育委員会においても、厳しい環境を背景とした家庭教育の実態が事例として報告され、本県の家庭教育支援の充実に向けた推進方策について、就学前段階の家庭教育を支援する福祉と教育の連携体制の構築等、3 つの取組の方向性が示され、次年度から新たな取組が実施される。（平成 31 年 2 月提言）
- こうした取組が有機的につながり、地域全体で「厳しい環境にある子ども」を含めた全ての子どもたちの成長を支えるためには、学び合いや地域のつながりづくりを担ってきた公民館の機能や、体験活動のノウハウを蓄積してきたボーイスカウトや子ども会などの青少年教育団体、これらの取組をコーディネートする社会教育主事など、社会教育の資源を活用することが有効である。
- 一方、高知県社会教育委員会において、本県の公民館や青少年教育団体の活動が全般的に弱体化している現状とともに、市町村における社会教育主事の発令が 2 町にとどまり、社会教育担当者の研修会への参加にも偏りがあるなど、社会教育の推進体制の脆弱さが指摘されており、その体制の強化が求められている。
- そこで、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を視野に入れ、地域全体で子どもたちの成長を支える社会教育のあり方について協議するとともに、従来、地域の子どもの教育を支え、居場所を担ってきた青少年教育団体や公民館等の再活性化の方策も視野に入れた提言をいただく。

## 3 協議内容例

- (1) 今回のテーマに関わる現状と課題の調査・分析
- (2) 県内外で先進的な取組を行い、成果をあげている組織や自治体の視察
- (3) 社会教育関係団体や社会教育施設を活用した支援方策
- (4) 社会教育関係団体等を再活性化するための方策
- (5) 前回の提言を踏まえた取組の進捗報告

高知県社会教育委員会 スケジュール 〈案〉  
 (任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日)

テーマ	地域全体で子どもたちの成長を支える社会教育のあり方について ～「厳しい環境にある子どもたち」を社会教育の視点から支える方策～		
年度	回	開催時期(予定)	会議内容
H31年度	第1回	令和元年 5月28日	◆テーマ設定の趣旨について ◆現状と課題の整理
	第2回	令和元年 7月	◆現地視察 ◆意見交換
	第3回	令和元年 9月	◆取組の方向性等について
	第4回	令和2年 2月	◆骨子の検討
R2年度	第5回	令和2年 4月	◆提言案の検討
	第6回	令和2年 6月	◆提言案のまとめ
	第7回	令和2年 8月	【提言】 ◆高知県教育委員会との意見交換会
	第8回	令和3年 2月	◆協議の振り返り ◆今後の取組について